

議案第69号

勝山市個人情報保護条例の一部改正について

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に準じて、改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

勝山市個人情報保護条例(平成 15 年勝山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報(第 6 条―第 13 条の 2)</p> <p>第 3 章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等(第 14 条―第 24 条の 3)</p> <p>第 4 章 事業者_が取り扱う個人情報(第 25 条―第 32 条)</p> <p>第 5 章 勝山市個人情報保護審査会(第 33 条―第 33 条の 8)</p> <p>第 6 章 雑則(第 34 条―第 36 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報(第 6 条―第 13 条の 2)</p> <p>第 3 章 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等(第 14 条―第 24 条の 3)</p> <p>第 4 章 事業者等が取り扱う個人情報(第 25 条―第 32 条)</p> <p>第 5 章 勝山市個人情報保護審査会(第 33 条―第 33 条の 8)</p> <p>第 6 章 雑則(第 34 条―第 36 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体(以下「法人等」という。)</u>に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報であつて、<u>個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年</u></p>

ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報
に含まれる当該法人等の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(新設)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

法律第 27 号。以下「番号法」という第 2 条第 5 項に規定する
個人番号をいう。以下同じ。)をその内容に含まないもの又は
事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文
書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気
的方式その他の知覚によっては認識することができない方
式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載さ
れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用い
て表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下
同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の
情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別す
ることができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(1)の 2 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関
する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保
護法」という。)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をい
う。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、
犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不
当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱い
に特に配慮を要するものとして実施期間が定める記述等が含ま
れる個人情報をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人情報データベース等に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3～5 (略)

第4章 事業者__が取り扱う個人情報

(事業者の自主的措置のための指導及び助言等)

第26条 市長は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言等必要な措置を行うことができる。

(説明又は資料の提出の要求)

第27条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第28条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に

2 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人情報データベース等に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3～5 (略)

第4章 事業者等が取り扱う個人情報

第26条から第29条まで 削除

対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 29 条 市長は、事業者が、第 27 条の規定による求めに正当な理由がなく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(苦情相談の処理)

第 31 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 32 条 市長は、事業者の個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

(苦情相談の処理)

第 31 条 市長は、 個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 32 条 市長は、 個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。